

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則	三
○ 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	三
○ 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則	四
○ 福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	九
○ 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	四
○ 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	四
○ 福島県議会	四
○ 福島県議会会議規則の一部を改正する規則	四

規 則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則、福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則、福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則、福島

県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則、福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第九号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

（情報通信技術利用条例第三条第一項の規則で定める申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる申請等は、条例等の規定に基づく申請等であつて、知事等が別に定めるものとする。

2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項をその者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を他の知事等が必要と認める事項

二 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

三 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている電磁的記録に記載されている事項又は記録すべき事項（第一号に掲げるものを除く。）

3 第一項の申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事等が定める申請等については、この限りでない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、第二項の規定により入力された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、知事の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。
（添付書面等の省略）

第八条 情報通信技術活用条例第七条の規則で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書 面 等	措 置
<p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 ウ 個人番号カードの行政機関等への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定による同法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の行政機関等への送信</p>
<p>二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等、同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又は同法第二百二十条第一項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の行政機関等への提供</p>
<p>三 不動産登記法（平成十六年法律第九号）第二百九条第一項に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</p>

書	
<p>四 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項 イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供 次のいずれかに掲げる措置 ア 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号 イ 前号下欄イに掲げる措置 ウ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p>
<p>五 商業登記法第十九条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>前号下欄ウに掲げる措置</p>
<p>六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治</p>	<p>第一号下欄アに掲げる措置</p>

法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書

（その他の手続等）
第九条 知事等に係る手続等のうち、情報通信技術活用条例第六条から第十条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。
 別表第一及び別表第二を削る。

附 則
 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
 （デジタル変革課）

福島県規則第十号 福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
 第五条第二項中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。
 第七条第一項第二号ただし書中「十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」を「十一の項から二十一の項まで、三十七の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項」に改め、同項第三号ア中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項まで」を「三十九の項及び四十七の項から五十二の項まで」に改め、同号イ本文中「三の項から三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項まで」を「三の項から三十八の項まで及び四十の項から四十六の項まで」に改め、同号イただし書中「十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」を「十一の項から二十一の項まで、三十三の項から三十八の項まで、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項」に改め、同項第四号中「十二の項から二十の項まで、二十六の項」を「十二の項から十九の項まで、二十一の項、二十七の項」に、「三十二の項から三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項まで」を「三十三の項から三十八の項まで及び四十の項から四十六の項まで」に改め、同条第二項第三号中「三十八の

項及び四十六の項から五十一の項まで」を「三十九の項及び四十七の項から五十二の項まで」に改める。
 第十八条第一項中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項まで」を「三十九の項及び四十七の項から五十二の項まで」に改める。
附 則
 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
 （食品生活衛生課）

福島県規則第十一号 福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則
 福島県薬剤師法施行細則（昭和三十七年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第二条中「同条第二項」の下に「本文」を加える。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 （薬 務 課）

福島県規則第十二号 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
 第十五条中「政令第三条ただし書の薬局製造販売医薬品」を「法第二条第十七項第三号及び法第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品」に改める。
附 則
 この規則は、令和八年五月一日から施行する。
 （薬 務 課）

福島県規則第十三号 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
 福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の三の表イコミュニティ自動測定システムの項を削り、同表に次のように加える。

放射イミュニティ試験システム	一時間	六、五八〇円
----------------	-----	--------

別表第二の一の1の表中(27)を(28)とし、(17)から(26)までを(18)から(27)までとし、(16)の次に次のように加える。

(17) 卓上NC加工機 (MDX-50)	別表第二の一の2の表(9)中「三、三七〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表中(35)を(37)とし、(34)を(36)とし、(33)の次に次のように加える。	一時間	一、〇二〇円
(34) 小型製麹機 (HQ-30)		一時間	一、三〇〇円
(35) ビーズ式試料破碎機 (MB3200C (S))		一時間	一、一一〇円
(30) スクラッチ試験機 (RST100)	別表第二の二の1の表中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(29)までを(6)から(28)までとし、(30)を(29)とし、その次に次のように加える。	一時間	二、一〇〇円
(31) 万能試験機測定システム (AGX-50kNV2)	同表中(31)を(32)とし、その前に次のように加える。	一時間	一、九一〇円
(41) 穀物・食品分析装置 (Inframat 9500L)	別表第二の二の3の表中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)から(12)までを(5)から(11)までとし、(13)及び(14)を削り、(15)を(12)とし、(16)から(42)までを(13)から(39)までとし、(43)を(40)とし、その次に次のように加える。	一時間	二、二五〇円
(42) エネルギード分散型蛍光X線分析装置 (EDX-8100)		一時間	一、七〇〇円
(43) ガス発生量測定装置 (ファーマグラフⅢ)		一時間	一、六六〇円

別表第三の三を次のように改める。

三 非破壊試験

1 エックス線透過試験

種 別	単 位	金 額	
ア CTSキヤンシステムによる観察(ミリフォーカス)	(1) フラットパネル検出器を用いた観察 (2) ライン検出器を用いた観察	一試料一測定(複数のスキヤンを含む一式) 一試料一測定(五〇断面まで)	三三、五五〇円 三三、四二〇円

イ CTSキヤンシステムによる観察(マクロフォーカス)	同一試料一〇断面追加ごと 一試料一測定	六、九四〇円 一六、九二〇円
ウ 透過観察	一試料写真一枚	三、六一〇円

2 その他の測定 一試料一測定につき 二、六二〇円

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

福島県規則第十四号

福島県大町起業支援館条例施行規則を廃止する規則

福島県大町起業支援館条例施行規則(平成十六年福島県規則第七十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(産業振興課)

福島県規則第十五号

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年福島県規則七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の書面により報告することができる。

一 漁獲割当管理区分の特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。) 別記様式第一号の一

二 漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源 別記様式第一号の二

- 三 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。） 別記様式第二号の一
 - 四 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源 別記様式第二号の二
 - 五 漁獲努力量管理区分 別記様式第三号
- 別記様式第一号中「~~漁獲割当管理区分~~」を「~~特定水産資源~~（特別管理特定水産資源を除く。）」に改め、同様式記載要領中三を削り、四を三とし、五を四とし、同様式を別記様式第一号の一とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書
 （漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名

住所

〔 法人にあっては、その名称、代表者の氏名
 及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第二号中「~~第○条第○号~~」を「~~特定水産資源~~」(特)と改題し、同様式記載要領中四を削り、同様式を別記様式第二号の一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名

住所

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、福島県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第四号中「第26条第1項の規定」を「第26条第1項及び第2項の規定」に、「第30条第1項の規定」を「第30条第1項及び第2項の規定」に改め、同様式記載要領中「第26条第1項及び第30条第1項」を「第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則別記様式第一号から第四号までによる同意書は、改正後の福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則による同意書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(水産課)

福島県規則第十六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「小学校又は義務教育学校就学の始期に達するまでの者」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十六条第四項中「第十九条の二第二項の破損箇所報告書(様式第十二号)」を「一部使用不能報告書(様式第十二号)」に改める。

第十九条の二第一項中「報告は、破損箇所報告書(様式第十二号)により行わなければならない」を「修繕を要すると思われる箇所(以下「破損箇所」という。)の報告は、次の各号に掲げる事項に関して、別に定める方法により行うものとする」に改め、同項に次の四号を加える。

- 一 入居している県営住宅等の名称
 - 二 建物・設備の破損箇所の状況
 - 三 破損箇所を発見した日時
 - 四 破損箇所が生じるに至った経過
- 第三十二条第二号中「第六条第四号に規定する」を「現に」に改める。
- 別表第一中「(第五条関係)」を「(第四条関係)」に改める。
- 別表第二の一の表中福島県金坂団地の項を削る。
- 様式第一号を次のように改める。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第16条関係)

一 部 使 用 不 能 報 告 書

年 月 日

福島県知事

住所
報告者
氏名

私が入居している下記の住戸内において、下記のとおり住宅の一部使用不能が認められますので、報告します。

記

- 1 入居している県営住宅等の名称
県営住宅
特別県営住宅 団地 棟 号室
準県営住宅
- 2 一部使用不能の状況
- 3 一部使用不能を発見した日時
- 4 一部使用不能に至った経過

(指定管理者使用欄)

修繕義務者	県・入居者
修繕発注日	
発注先業者名	
修繕完了日	

附則
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県規則第十七号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（手数料の免除の手続）

第五条 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第四十八号）第五条又は同条例附則第二項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、省令第三条第一項若しくは第四条第一項又は第三条に規定する図書に加え、当該災害を受けた地を管轄する消防署の長若しくは消防長又は市町村の長が発行したり災証明書を提出するものとする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県規則第十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二郡山信用金庫の項中「安積支店」を「安積営業部」に改め、福島県信用漁業協同組合連合会の項中「福島県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に、「本所」を「福島支店」に改める。

別表第三の二十九の項を次のように改める。

二十九 東日本信用漁業協同組合連合会

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(出納総務課)

福島県議会

福島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県議会議規則第一号

福島県議会議規則の一部を改正する規則

福島県議会議規則（昭和三十四年福島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（配偶者の出産を含む。）」を削り、「六週間」を「八週間」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(議事課)

福島県議会議長 矢吹貢一